

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和4年7月19日	大阪トンボ交通株式会社(法人番号6120001151320) 代表者谷充	大阪府枚方市新町1-13-52	門真	大阪府門真市三ツ島3丁目4番3号	輸送施設の使用停止(27日車)	道路運送法(以下「法」)第23条第3項	令和3年12月22日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運行管理者の選任解任届出違反【選任又は解任の届出に係るもの】(法第23条第3項)、(2)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「運転者に対する指導監督告示」)による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【適性診断の受診状況】(運輸規則第38条第2項)	3	3
令和4年7月29日	大津第一交通株式会社(法人番号9160001000537)代表者北浦歳彦	滋賀県大津市柳ヶ崎5番地8号	本社	滋賀県大津市柳ヶ崎5番地8号	警告	道路運送法第27条第3項	令和4年5月30日、労働局からの通報を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)乗務等の記録義務違反【記録事項の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)、(3)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)	0	0